



発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 港湾施設の概要の一部改正【港湾空港局港営部港営課】

2

北九州市告示第 3 2 1 号

北九州市が管理する港湾施設の概要（昭和 5 8 年北九州市告示第 7 8 - 1 0 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 7 月 1 4 日

北九州市長 武 内 和 久

6 荷さばき施設の軌道走行式荷役機械の表の門司の項中

「

太刀浦 4 号クレーン	門司区太刀浦 海岸	ロープトロリー式 橋型	4 8 . 1
太刀浦 6 号クレーン	門司区太刀浦 海岸	ロープトロリー式 橋型	4 8 . 1

」

を

「

太刀浦 6 号クレーン	門司区太刀浦 海岸	ロープトロリー式 橋型	4 8 . 1
-------------	--------------	----------------	---------

」

に、

「

太刀浦 1 1 号クレーン	門司区太刀浦 海岸	ロープトロリー式 橋型	5 7 . 0
---------------	--------------	----------------	---------

」

を

「

太刀浦 1 1 号クレーン	門司区太刀浦 海岸	ロープトロリー式 橋型	5 7 . 0
太刀浦 1 2 号クレーン	門司区太刀浦 海岸	ロープトロリー式 橋型	5 6 . 6

」

に

改める。